

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 ミタニ工業
主たる営業所の所在地	兵庫県丹波市市島町中竹田字下友政 343 番地 1
許可番号	兵庫県知事（般－2）第752351号
許可を受けている建設業の種類	土、通

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年5月18日
根拠法令	建設業法第28条第1項（同条第1項第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社ミタニ工業の元代表取締役は、その業務に関し、労働安全衛生法違反により、福知山簡易裁判所において罰金20万円の判決を受け、令和3年1月21日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>